

鹿 児 島 県 公 報

令 和 6 年 12 月 6 日 (金) 第 573 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- | | | |
|---|--------------|---|
| ○保安林の指定予定 | (森づくり推進課取扱い) | 1 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (3件) | (障害福祉課取扱い) | 1 |
| ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 | (障害福祉課取扱い) | 2 |
| ○土地改良区の役員の就退任の届出 | (農地整備課取扱い) | 2 |
| ○土地改良区の役員の就任の届出 | (農地整備課取扱い) | 3 |
| ○土地改良区の定款の変更の認可 | (農地整備課取扱い) | 3 |
| ○令和6年度自衛官の募集 | (危機管理課取扱い) | 4 |

告 示

鹿児島県告示第807号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 保安林予定森林の所在場所
始良市平松字扇子平736番, 739番5, 739番6, 750番2
- 指定の目的
水源の涵養
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び始良市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第808号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
おばま医院	鹿屋市寿二丁目2番1号	令和5年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第809号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
白男川薬局上荒田店	鹿児島市上荒田町9番11号	令和5年12月1日	精神通院医療
ベル薬局	鹿児島市鴨池新町14番17号101号室	令和5年12月1日	精神通院医療
ことり薬局	霧島市隼人町東郷字高江110番地4	令和5年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第810号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
特定非営利活動法人あゆみの会	鹿児島市紫原四丁目15番14号	訪問看護ステーションあゆみより	鹿児島市紫原四丁目15番14号201号室	令和5年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第811号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
みずほ通り・さくら薬局	鹿児島市上荒田町25番12号	令和5年12月1日	精神通院医療
スター調剤薬局坂之上店	鹿児島市光山二丁目10番25号	令和5年12月1日	精神通院医療
思川薬局	始良市脇元961番地5	令和5年12月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、持留川土地改良区の役員

の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 就任した役員の氏名及び住所

理事 福永 利雄 曾於郡大崎町永吉7062番地
理事 濱松 昭一 曾於郡大崎町永吉9399番地 8
理事 中野 昇 曾於郡大崎町永吉4269番地 3
理事 安田 善種 曾於郡大崎町永吉2749番地 6
理事 中崎 裕次 曾於郡大崎町仮宿722番地 1
理事 中尾 昭治 曾於郡大崎町永吉7456番地
理事 時吉 浩二 曾於郡大崎町横瀬2322番地
理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2
理事 甫村 道雄 肝属郡東串良町川東3591番地
理事 北園 秀春 肝属郡東串良町川東4599番地
理事 門倉 芳春 肝属郡東串良町川東4305番地 2
理事 畠中 省次 肝属郡東串良町川東1219番地
理事 江口 始 肝属郡東串良町川東4239番地 3
監事 西椋 義則 曾於郡大崎町永吉6582番地 3
監事 今村 保 肝属郡東串良町川東3588番地
監事 高吉 学 肝属郡東串良町川東4717番地
(任期 令和6年9月11日から令和10年9月10日まで)

2 退任した役員の氏名及び住所

理事 福永 利雄 曾於郡大崎町永吉7062番地
理事 濱松 昭一 曾於郡大崎町永吉9399番地 8
理事 宝満 秀行 曾於郡大崎町横瀬2317番地
理事 中野 昇 曾於郡大崎町永吉4269番地 3
理事 安田 善種 曾於郡大崎町永吉2749番地 6
理事 中崎 裕次 曾於郡大崎町仮宿722番地 1
理事 中尾 昭治 曾於郡大崎町永吉7456番地
理事 久保田義春 肝属郡東串良町川東1202番地 2
理事 浜久保 豊 肝属郡東串良町川東4942番地
理事 甫村 道雄 肝属郡東串良町川東3591番地
理事 岡留 安夫 肝属郡東串良町川東1609番地
理事 関 紀元 肝属郡東串良町川東3472番地
理事 北園 秀春 肝属郡東串良町川東4599番地
監事 米永 實 曾於郡大崎町横瀬1569番地 2
監事 西椋 義則 曾於郡大崎町永吉6582番地 3
監事 今村 保 肝属郡東串良町川東3588番地
監事 高吉 学 肝属郡東串良町川東4717番地

鹿児島県告示第813号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、持留川土地改良区の役員の就任について次のとおり届出があった。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

就任した役員の氏名及び住所

理事 胡摩 幸子 曾於郡大崎町永吉5720番地 1

(任期 令和6年10月7日から令和10年9月10日まで)

鹿児島県告示第814号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和6年10月7日付で持留川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第815号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和6年度第4次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和6年12月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 募集種目

自衛官候補生

2 募集期間

令和6年12月9日から令和7年1月9日まで

3 試験期日

(1) 筆記試験（WEB試験）

令和7年1月14日から同月16日まで

(2) 口述試験及び身体検査

令和7年1月16日

4 応募資格

(1) 採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の者

(2) 32歳の者は、採用予定月の末日現在において、33歳に達していない者

5 試験場

試験場の名称	試験場の位置
陸上自衛隊国分駐屯地	霧島市国分福島二丁目4番14号
鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地	奄美市名瀬永田町17番3号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑266番49
(予備：陸上自衛隊川内駐屯地)	薩摩川内市冷水町字上床539番地2

6 その他

詳細については、自衛隊鹿児島地方協力本部募集課（電話番号099-253-8920）に問い合わせること。